

10月から子ども手当の制度が変わります

支給される子ども手当の月額が一律13,000円から下記のとおり変更されます

- ・ 0～3歳未満（一律） 15,000円
- ・ 3歳～小学校修了前（第1子・第2子） 10,000円
- ・ 3歳～小学校修了前（第3子以降） 15,000円
- ・ 中学生（一律） 10,000円

支払時期は今までと変わりません

平成24年2月に平成23年10、11、12月及び平成24年1月分が、平成24年6月に平成24年2、3月分が支給されます。

新たな支給要件があります

- ・ 子どもに対しても国内居住要件が設けられます（留学中の場合等を除く）。
- ・ 児童養護施設に入所している子ども等についても、施設の設置者等に支給する形で手当が支給されます。
- ・ 未成年後見人や父母指定者（父母等が国外にいる場合のみ）に対しても、父母と同様（監護・生計同一）の要件で手当が支給されます（父母等が国外居住の場合でも支給可能）。
- ・ 監護・生計同一要件を満たす者が複数いる場合（単身赴任の場合を除く）は、子どもと同居している方に手当が支給されます（離婚協議中の別居の場合は、子どもと同居する方に手当を支給します）。

今後の手続きについてお知らせします

平成23年10月からの子ども手当を受給するには、これまで子ども手当を受給していた方も含め、支給要件に該当する全ての方が、役場保健福祉課の窓口（公務員の場合は勤務先）に「認定請求書」を提出することが必要となります。なお、提出していただく認定請求書は後日郵送で送らせていただきます。

認定請求書の提出期限については、下記のとおり猶予期間が設けられています。

- ①平成23年10月1日において既に支給要件に該当している方
 - ・・・平成24年3月31日までに認定請求を行えば、平成23年10月分から子ども手当を受給できます。
- ②平成23年10月1日から平成24年2月29日までの間に、新たに支給要件に該当するに至った方
 - ・・・平成24年3月31日までに認定請求を行えば、支給要件に該当するに至った日の翌月分から子ども手当を受給できます。

- 1 平成23年10月1日以降に他の市町村へ転居した時は、転出後の市町村へ認定請求が必要となります。手続きが遅れると、遅れた月分の子どもの手当が受けられなくなりますので、ご注意ください。
- 2 平成23年10月1日以降に出生などにより支給の対象となる子どもが増えたときには、額改定認定請求が必要です。この場合、額改定認定請求をした日の属する月の翌月分から子ども手当の額が増額されますので、手続きが遅れないようご注意ください。

問い合わせ先 津別町役場 保健福祉課福祉担当 ☎76 - 2151（内線299）

ヒグマによる事故を防ぐために

ハイキングや釣り、レジャーなどで野山へ入る機会が増える季節ですが、近郊の野山に入る場合であっても、常にヒグマによる事故防止に努める必要があります。

野山に入る場合は、ヒグマとの遭遇による事故等を未然に防ぐために、次の事に注意しましょう。

本年は、ヒグマの出産数が多く、ヒグマの出没多発が予想されています。

夏以降、親から分かれた前年生まれの子グマの行動がより活発化しますので、十分に注意してください。

また、9月に山の実なりの豊凶調査を公表していますので確認してください。実なりが悪い場合、ヒグマがより低標高地域に出没し、問題が多発することも予想されますので十分に注意してください。

1. ヒグマに遭遇しないために...

(1)野山に入る前に

地元の市役所・町村役場や森林管理署などで、事前にヒグマの出没情報を確認してください。

ヒグマの出没情報がある地域や、ヒグマの出没を知らせる看板がある場所への立ち入りは避けましょう。また、犬を連れての立ち入りは、ヒグマを興奮させることがあり危険です。

(2)ヒグマに出会わない工夫を

ヒグマの出没が予想される野山では、単独行動を避け、集団での行動を心掛けましょう。野山での単独行動は、人とヒグマの双方で気づくのが遅れ、危険な状況になる場合があります。

また、鈴などの鳴りものを携行したり、見通しの悪い場所では笛を吹くなど、人の存在を早めにヒグマに知らせる工夫をしましょう。特に、ヒグマの活動が活発になる早朝や夕方、ヒグマが人に気づきにくい濃霧時や降雨時は注意が必要です。ほとんどのヒグマは、人の存在に気づけば、自ら遭遇を避けます。

(3)野山での飲食の際に

臭いの強い食料はヒグマを引き寄せる場合がありますので、控えたほうがよいでしょう。また、残飯、空き缶などのゴミは必ず持ち帰りましょう。野山にゴミを捨てたり埋めたりすると、ヒグマがこれらを食べて味を覚えてしまいます。いったん味を覚えたヒグマは、これらの魅力的な食物を得るため、危険な行動をとるようになることが知られています。

2. ヒグマに遭遇したら...

(1)まず落ち着く

あわてることは事故につながります。落ち着いて状況判断をしましょう。特に、走って逃げると追いかけてくることがあるので、危険です。

(2)ヒグマを刺激しない

ヒグマがこちらに気づいていないようであれば、静かに立ち去りましょう。また、距離が近い場合は、視線をそらさずゆっくりと後退してください。

(3)持ち物を取られたら

ザックなどの持ち物をヒグマに取られたときは、あきらめましょう。

注意：野生のヒグマとの遭遇については様々なケースがあり、これで絶対安全という対処法はありません。ここに示した内容については、調査研究や経験から有効と考えられている方法です。山に出かける際には細心の注意をお願いします。なお、野山でヒグマに遭遇したり、足跡などの痕跡を見つけた場合は、各総合振興局・振興局環境生活課自然環境係や地元市町村役場などに、情報をご提供ください。

【参考】

平成22年秋には、ドングリ類が豊作であったことから、平成23年春の子グマの出生率は高いものと想定されます。一般的に子連れのヒグマの母親は、攻撃的で危険性が高いことが知られており、また近年、捕獲地点の広範囲化や市街地付近での出没も見られていることから、厳重に注意してください。

参考ホームページ

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/skn/yasei/yasei/higuma.htm>

問い合わせ先 道庁環境生活部自然環境課動物管理グループ ☎011 - 204 - 5205

津別町役場産業課林政担当 ☎76 - 2151（内線259）

